特別の教育課程の編成を認める制度

<学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 第1章第1の1>(抜粋)

教育課程は、児童(生徒)の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、 学習指導要領によらない特別の教育課程の編成が必要となる場合は、 以下のような特例の活用が考えられる

(1)教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例(学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等)

- 研究開発学校
- スーパーサイエンスハイスクール(認定枠以外)
- WW L (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業
- マイスター・ハイスクール事業
- 新時代に対応した高等学校改革推進事業(創造的教育方法実践プログラム)

(2) 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例(学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等)

- 教育課程特例校
- 授業時数特例校
- スーパーサイエンスハイスクール (認定枠)

(3) 学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例(平成27年文部科学省告示第55号)
- 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例(平成27年文部科学省告示第54号)
- 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例(平成10年文部省告示第154号)
- 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例(平成16年文部科学省告示第61号)

(4) 特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- 特別支援学級における特別の教育課程の編成(学校教育法施行規則第138条)
- 障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程の編成(学校教育法施行規則第140条等)
- 日本語指導が必要な児童牛徒に対する特別の教育課程の編成(学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等)
- 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成(学校教育法施行規則第86条等)
- 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成(学校教育法施行規則第56条、第86条等)
- 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成(学校教育法施行第56条の4、第132条の5等)

(5) その他

• 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例(平成27年文部科学省告示第127号)